

ゴルフ場利用税を廃止する。

ゴルフ場を取巻く背景・現状

- ①【スポーツへの課税】消費税創設時に娯楽施設用税が廃止されたものの、スポーツの中でゴルフ場の利用にのみ課税が存続。
- ②【税収が一般財源となる課税形態】ゴルフ場利用税は、税収が一般財源に充当される普通税。一部の地域が自主的にゴルフ振興策を実行しているが、全国的にゴルフ振興を行う必要がある。
- ③【ゴルフの国民的スポーツ性】幅広い収入層・年齢層にゴルフがプレーされると共に、プレー料金(全国平均)も安価になっている中、ゴルフはスポーツの中でプレー人口が第8位を占める大衆化した国民的スポーツ。
- ④【ゴルフは五輪競技大会の正式競技】ゴルフは五輪正式競技であり、2020年東京オリンピック大会の開催までに廃止すべき。

税制見直し

ゴルフ場利用税廃止+地方への財源措置

○自治体の財源に配慮しゴルファーの協力を得て不足する財源を恒久的且つ安定的に確保可能となるよう措置

○現行のゴルフ場利用税(平成28年度決算額:459億円)を廃止

自治体の財源への配慮方策

ゴルフ場利用税廃止

目標・効果

ゴルフ関係者・自治体によるゴルフ振興策の実施

ゴルフ人口増大
・
ゴルフ場利用人口増大

スポーツ参画人口増大

生涯スポーツ社会実現

ゴルフと地域の
共存共栄サイクル

ゴルフ場の閉鎖の歯止め

ゴルフ場利用に伴う地域経済への好影響

地域振興への貢献
○ゴルフ場所在自治体の経済的・財政的な振興への貢献

地域における健康社会への貢献

